

平成 18 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 越
代 表 者 名 代表取締役社長 石 塚 邦 雄
(コード番号 2779 東証第 1 部、大証第 1 部)
問 合 せ 先 コーポレート推進室長 田 中 康 博
(TEL . 0 3 - 3 2 4 1 - 3 3 1 1)

取締役のストックオプション報酬額設定及びストックオプションの発行に関する件

当社は本日開催の取締役会において、取締役のストックオプション報酬額の設定及びストックオプションとして当社の社内取締役に対し、新株予約権を発行することについての議案を平成 18 年 5 月 23 日開催予定の当社第 3 期定時株主総会に下記の通り付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

．付議の理由

当社は、平成 16 年より、社内取締役の株価向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を目的として、社内取締役に対する役員報酬制度を見直し、現金で支払われる報酬を減額し、これに代えて同等の経済価値を有する新株予約権(行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。))を 1 円とする新株予約権(以下、「株式報酬型ストックオプション」という。))を割当てることとしております。会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後は、ストックオプションとして取締役に発行される新株予約権は、取締役の報酬等の一部であると位置づけられること及び平成 17 年 12 月 27 日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されることに伴い、取締役の報酬等の変更をお願いするものであります。

．議案の内容

- 1 . 当社の取締役報酬額は平成 16 年 5 月 27 日開催の第一期定時株主総会において、月額 3 5 百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、これを確定金額報酬として月額 2 8 0 0 万円

以内とし、及び当該取締役報酬額とは別枠として、ストックオプションとして置き換える金銭以外の報酬の目安を変更前月額35百万円の年額の約20%と設定いたしますことから、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権付与とする報酬の経済価値の対価として年額84百万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。なお、この変更によっても報酬等の総額としては年額4億20百万円以内となり、これまでの総額が変動するものではありません。

なお、取締役の員数に関する議案が可決されますと、10名となります。

2. また、このストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は次のものとしたしく存じます。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は1,000株とする。

なお、当社が合併、会社分割(株式無償割当てを含む)、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の1年後の応答月の1日から10年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

・新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は監査役の地位を有する時は新株予約権を行使することができないものとする。

・新株予約権者が上記に定められる新株予約権を行使できる期間の最終日の1年前の応答日まで当社の取締役、執行役員及び監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、当該応答日の翌日よりに定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日まで新株予約権を行使することができるものとする。

・当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案、ま

たは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から 15 日間

.その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する株主総会
または取締役会において定める。

(注)なお、上記新株予約権の付与の方法としては、税法その他の法令の適用状況を踏まえ、最善の
方法を決定してまいります。

以 上